

第5 平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱い関係

平成28年6月16日付課法2-5ほか2課共同「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 別紙様式

改正後										改正前															
別紙様式2 災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書										別紙様式2 災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書															
事業年度又は連結事業年度 法人名 ( ) 円										事業年度又は連結事業年度 法人名 ( ) 円															
災害のあった日	1	平	.	.	.	期首現在額	9			円	災害のあった日	1	平	.	.	.	期首現在額	9			円				
同上の日から1年を経過する日	2	平	.	.	.	翌当期取崩額	修繕等をした場合の取崩額	10			同上の日から1年を経過する日	2	平	.	.	.	翌当期取崩額	修繕等をした場合の取崩額	10			円			
修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等	3	.	.	.	同上以外の場合による取崩額		11				修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等	3	平	.	.	.		同上以外の場合による取崩額	11				円		
修繕等をした場合の取崩額(20の合計額)	4					当期取崩額	計(10+11)	12			修繕等をした場合の取崩額(20の合計額)	4				当期取崩額	計(10+11)	12				円			
同上のうち保険金等により補填された金額	5						の計減算	差引期末現在額(9)-(12)	13			同上のうち保険金等により補填された金額	5					の計減算	差引期末現在額(9)-(12)	13				円	
最終取崩事業年度等における取崩額	6					算		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14			最終取崩事業年度等における取崩額	6				算		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14				円	
要取崩額	7						算	当期中において益金の額に算入すべき金額(8)	15			要取崩額	7					算	当期中において益金の額に算入すべき金額(8)	15				円	
益金算入額	8					算		期末災害損失特別勘定残高(13)-(14)-(15)	16			益金算入額	8				算		期末災害損失特別勘定残高(13)-(14)-(15)	16				円	
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細										当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細															
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目										名称及び種類又は共通費用の費目														
	被災資産の所在地										被災資産の所在地														
	構造、設備の種類及び細目										構造、設備の種類及び細目														
修繕等の工事の名称等	17										修繕等の工事の名称等	17													
同上の修繕等の工事期間	18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	同上の修繕等の工事期間	18	平	.	.	.	平	.	.	.	平	.	.	.	平
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19										同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19													円
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20										同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20													円

改 正 後

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方

- この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が平成28年6月16日付「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「費用通達」といいます。）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。  
なお、連結法人については、災害損失特別勘定の取崩しをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。  
(注) 法人が、当期に属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告をして、災害損失特別勘定の繰入れを行った場合において、当期において災害損失特別勘定の金額を取り崩すときにもこの明細書に記載します。
- 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。
- 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成28年4月14日である場合には、平成29年4月14日）を記載します。
- 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」といいます。）を記載します。
- 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が1年経過事業年度等（修繕完了事業年度等の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度等。以下「最終取崩事業年度等」といいます。）前の事業年度等である場合に、「20」欄の合計額を記載します。
- 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。
- 「最終取崩事業年度等における取崩額6」には、当期が最終取崩事業年度等である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄との合計額をいいます。以下同じ。）を記載します。
- 「要取崩額7」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。  
(1) 当期が最終取崩事業年度等である場合  
「6」の金額を記載します。  
(2) 当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合 次の表の③の金額を記載します。

「4」欄－「5」欄の金額	①	円
「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円
①と②のいずれか少ない金額	③	円

(注) ②は、前期（当期に属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告を行っている場合には、その中間申告期間）の期末災害損失特別勘定残高と一致します。

- 「益金算入額8」は、次の表の⑤の金額を記載します。

「7」欄の金額	①	円
上記8②の表の②の金額	②	円
「13」欄－「14」欄の金額	③	円
延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円
(①－(②－③))＋④	⑤	円

(注) ⑤がマイナスとなる場合には、「8」欄に△を付して表示し、損金算入します。

- 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。
- 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。
- 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。
- 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合に、次により記載します。  
(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。  
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。  
(2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。  
イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。  
ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。  
(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。  
なお、修繕費用等とは費用通達の2の(2)に掲げる費用をいいます。  
(4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。

(同左)

改 正 前

改 正 後

別紙様式3

災害損失特別勘定の益金算入時期  
の延長確認申請書

※整理番号  
※課税/不課税

納税地 〒 電話( ) -

提出法人  
 単連  
 法親  
 法人

年月日

国税局長 殿  
税務署長

代表者氏名  
代表者住所 〒  
事業種目 業

連納の別表を提出する場合は、法人である場合限り記載

法人名等 (フリガナ) 整理番号

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 税 務 部 門

電話( ) - 決 算 期

代表者氏名 (フリガナ) 業 種 番 号

代表者住所 〒 整 理 簿

事業種目 業 欄

回付先  親署 ⇒ 子署  子署 ⇒ 調査課

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が 自 平成 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない  
至 平成 年 月 日

事情にありますので、「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等 自 平成 年 月 日 事業年度等  
至 平成 年 月 日

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5			
	同上の修繕等の工事期間	6			
	同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額	8			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
----------	----	------	-------	------	----	-------	-------	------

改 正 前

別紙様式3

災害損失特別勘定の益金算入時期  
の延長確認申請書

※整理番号  
※課税/不課税

納税地 〒 電話( ) -

提出法人  
 単連  
 法親  
 法人

平成 年 月 日

国税局長 殿  
税務署長

代表者氏名  
代表者住所 〒  
事業種目 業

連納の別表を提出する場合は、法人である場合限り記載

法人名等 (フリガナ) 整理番号

本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 税 務 部 門

電話( ) - 決 算 期

代表者氏名 (フリガナ) 業 種 番 号

代表者住所 〒 整 理 簿

事業種目 業 欄

回付先  親署 ⇒ 子署  子署 ⇒ 調査課

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が 自 平成 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない  
至 平成 年 月 日

事情にありますので、「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とすることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等 自 平成 年 月 日 事業年度等  
至 平成 年 月 日

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額)-(8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
	翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5			
	同上の修繕等の工事期間	6	平 平	平 平	平 平
	同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円
	翌期以後の保険金等の額	8			

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
----------	----	------	-------	------	----	-------	-------	------

## 災害損失特別勘定の益金算入時期の 延長確認申請書の記載の仕方

- この延長確認申請書は、平成28年6月16日付「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等（災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）終了の日までに、同通達に定めるところにより修繕完了事業年度等（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。）をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。  
なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 各欄は、次により記載します。  
(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」（13桁）、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額（次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けようとする修繕完了事業年度等を記載します。  
(1) 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額  
(2) 被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。）
- 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額（裏面の8(2)の表の②の額）－「7」欄の額」に相当する金額の合計額を記載します。
- 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
- 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
- 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。  
(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。  
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。  
(2) 一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によりします。  
イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。  
ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。  
(3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。  
なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。  
イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用  
ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）  
ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用  
ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用  
(4) 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。
- 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

## 災害損失特別勘定の益金算入時期の 延長確認申請書の記載の仕方

- この延長確認申請書は、平成28年6月16日付「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等（災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）終了の日までに、同通達に定めるところにより修繕完了事業年度等（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。）をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。  
なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 各欄は、次により記載します。  
(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」（13桁）、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額（次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けようとする修繕完了事業年度等を記載します。  
(1) 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額  
(2) 被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。）
- 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額（裏面の8(2)の表の②の額）－「7」欄の額」に相当する金額の合計額を記載します。
- 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
- 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
- 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。  
(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。  
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。  
(2) 一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によりします。  
イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。  
ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。  
(3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。  
なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。  
イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用  
ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）  
ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用  
ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用  
(4) 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。